

指導員養成講習会

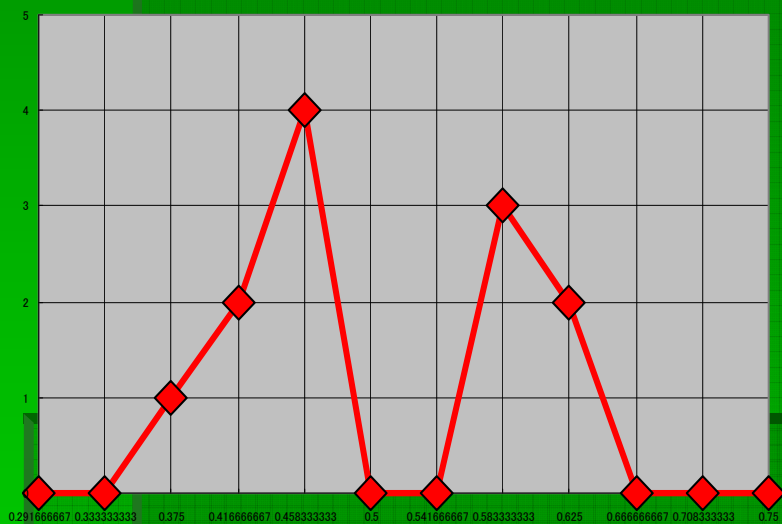
安全対策委員会報告

傷害アンケート集計

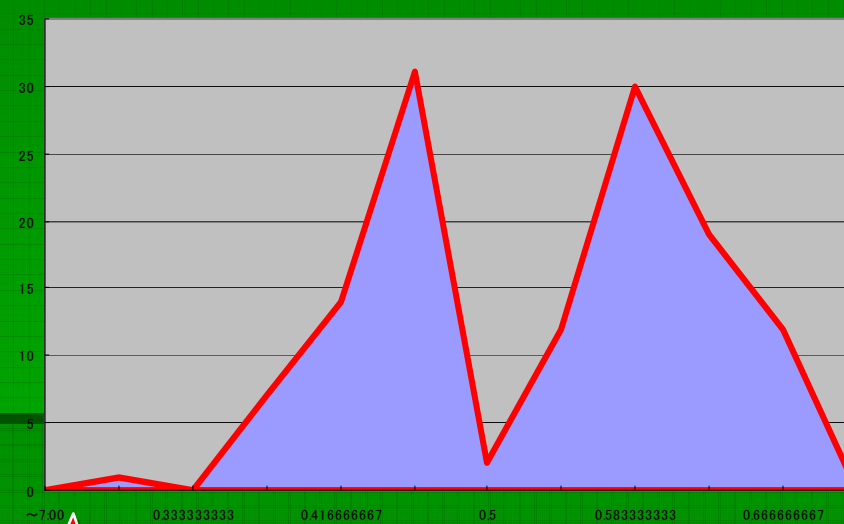
- 集計期間
 - 2009年12月～2010年4月の県連行事
- アンケート回収枚数：90枚
- 事故あり：13件
- 延べ参加人数：16,211名
- 発生率：0.000802

発生時間帯別

09-10年



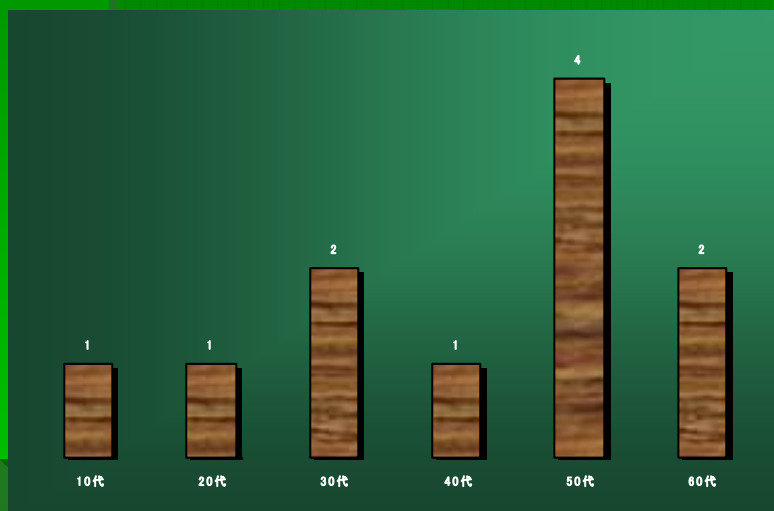
92-累計



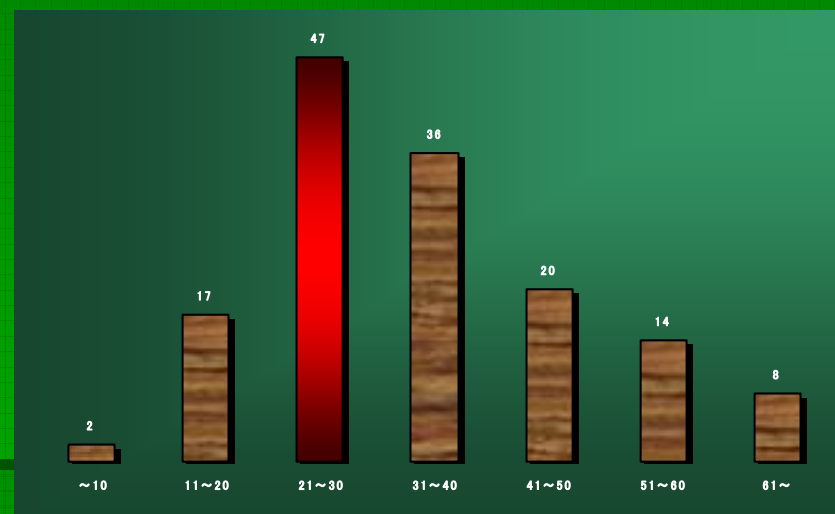
11時・14時

受傷者年代別

09-10年



92-累計

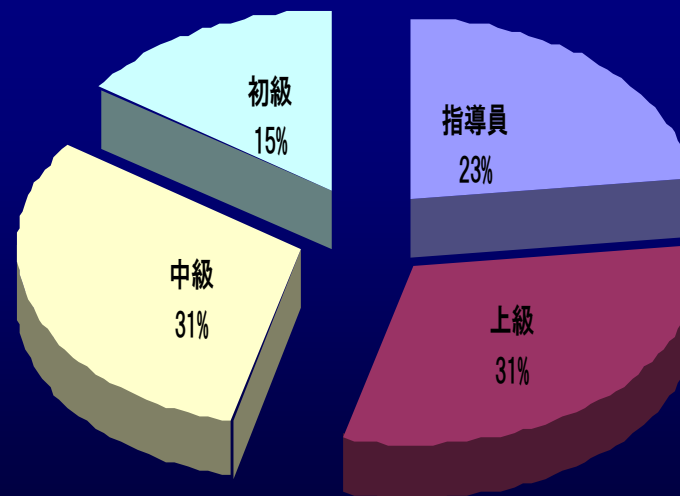


50代の受傷者が多いのは気になるが累計では30代が多い

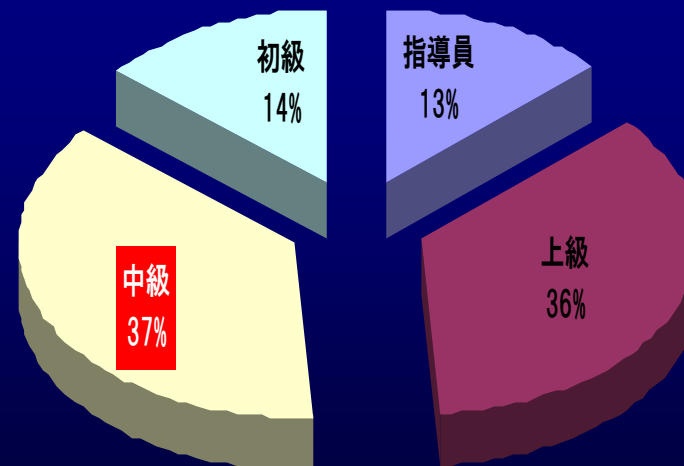
技術程度

県連行事なのか、
指導員・上級で半数

09-10年

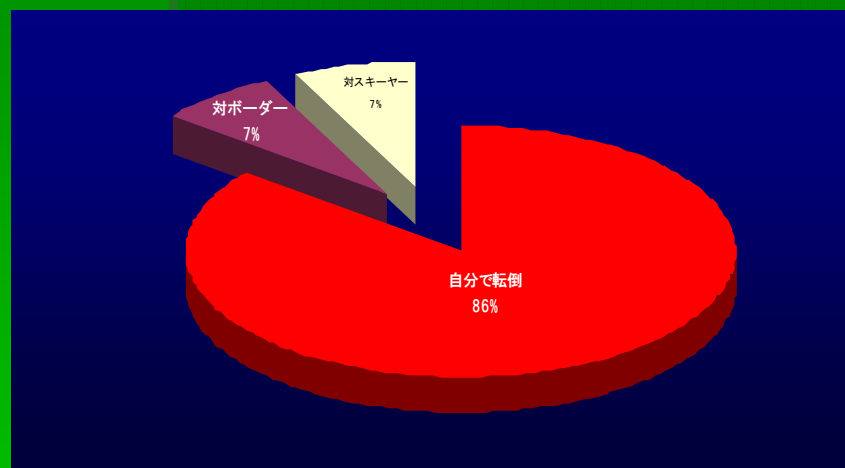


92-累計

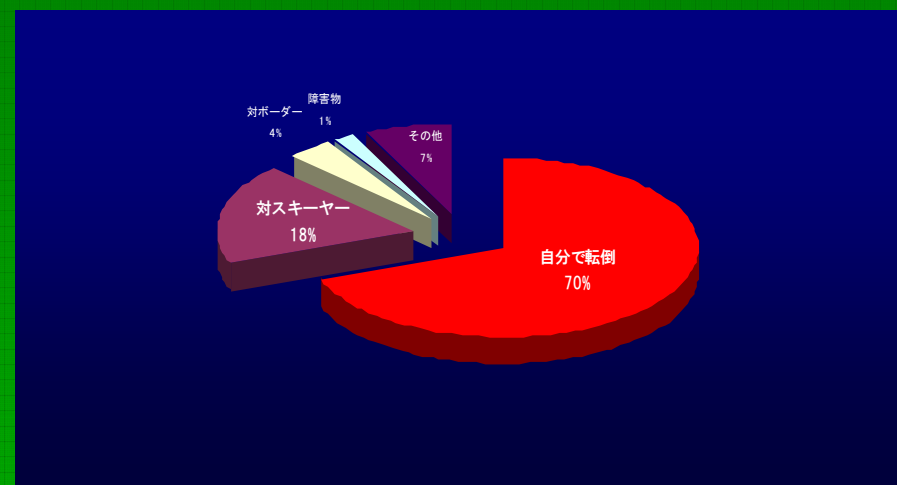


事故原因

09-10年



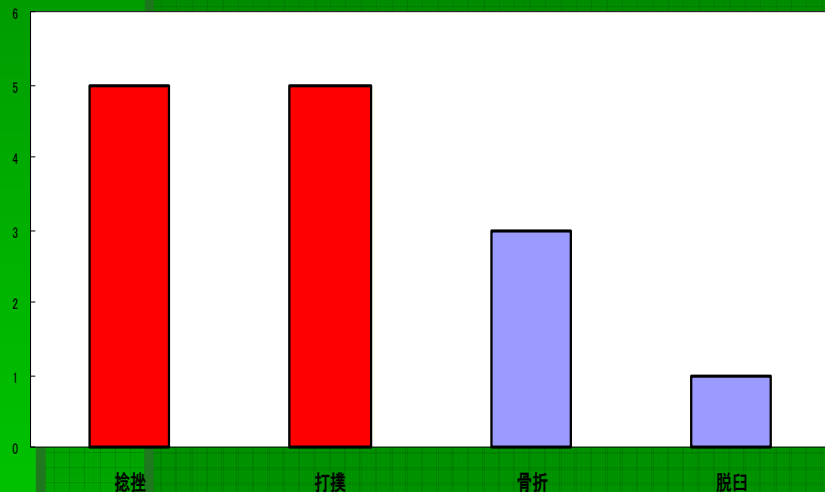
92-累計



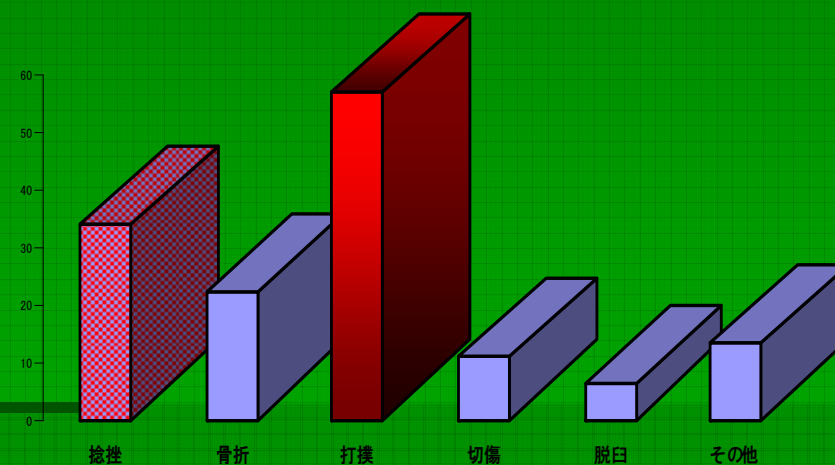
自由滑走時に暴走させない手段はあるか？

傷害名

09-10年



92-累計



捻挫・打撲・骨折

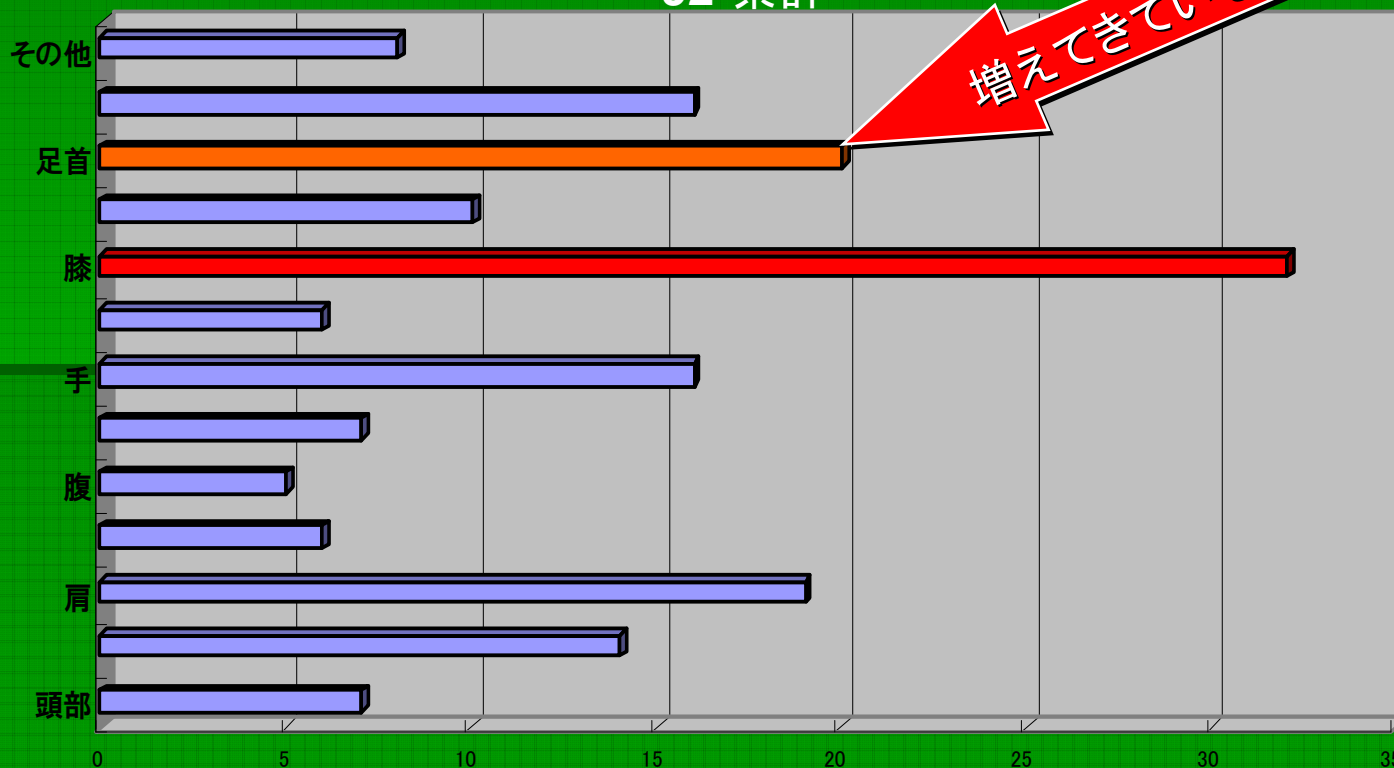
受傷部位

カービングの性能が負の方向に作用

09-10年

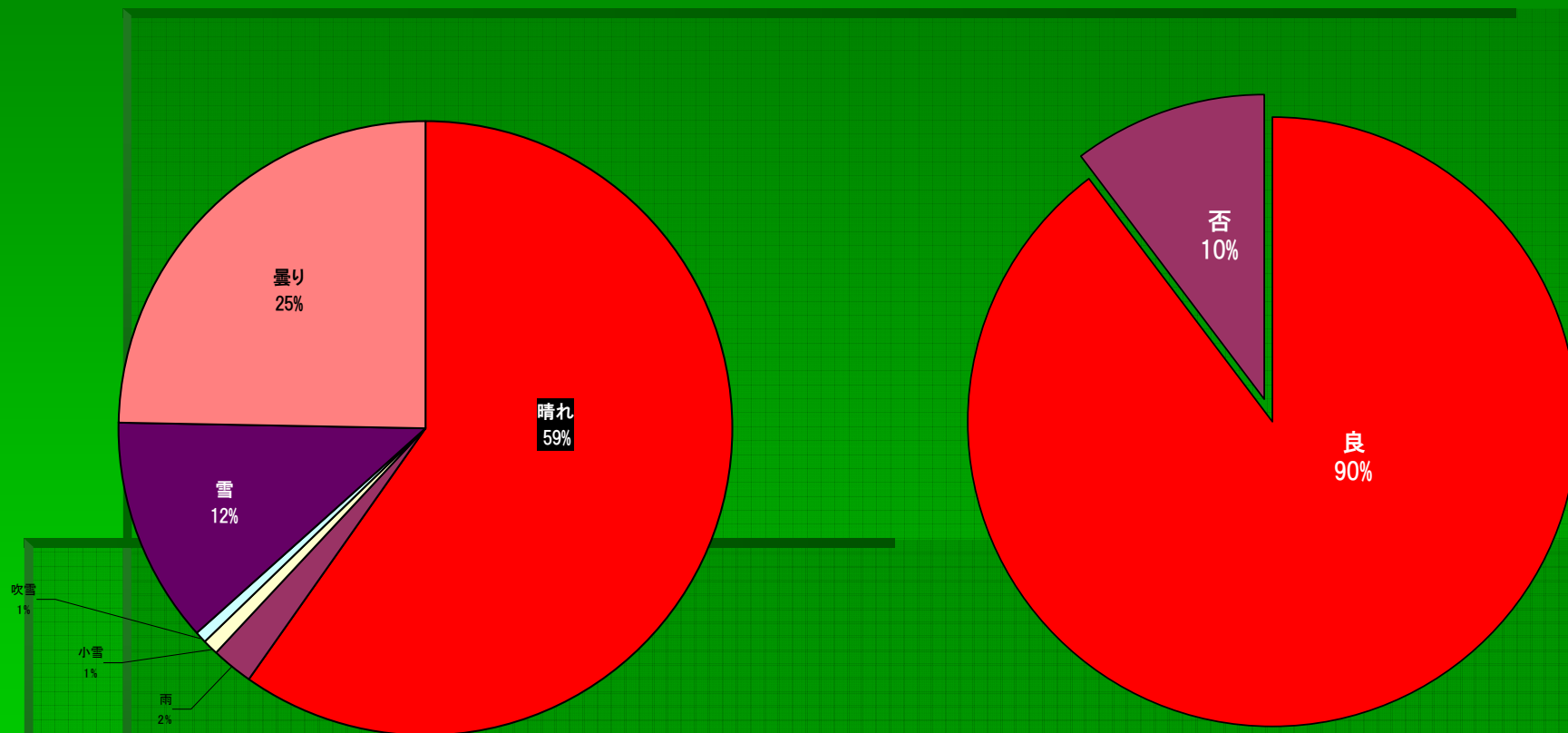


92-累計



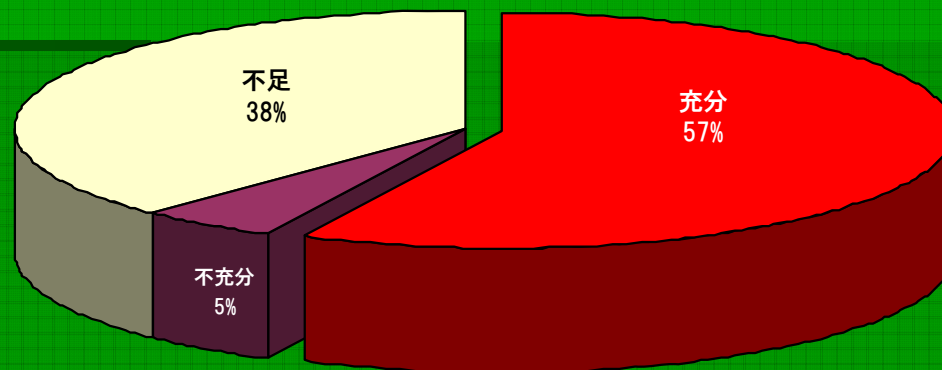
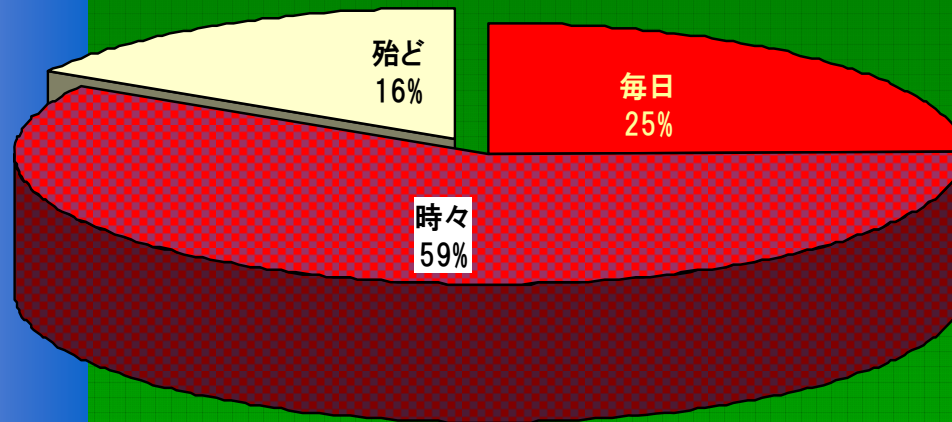
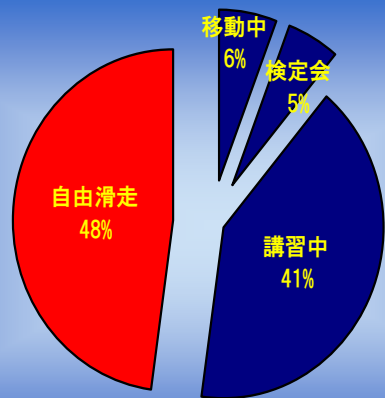
増えてきている

天候と視界（累計）

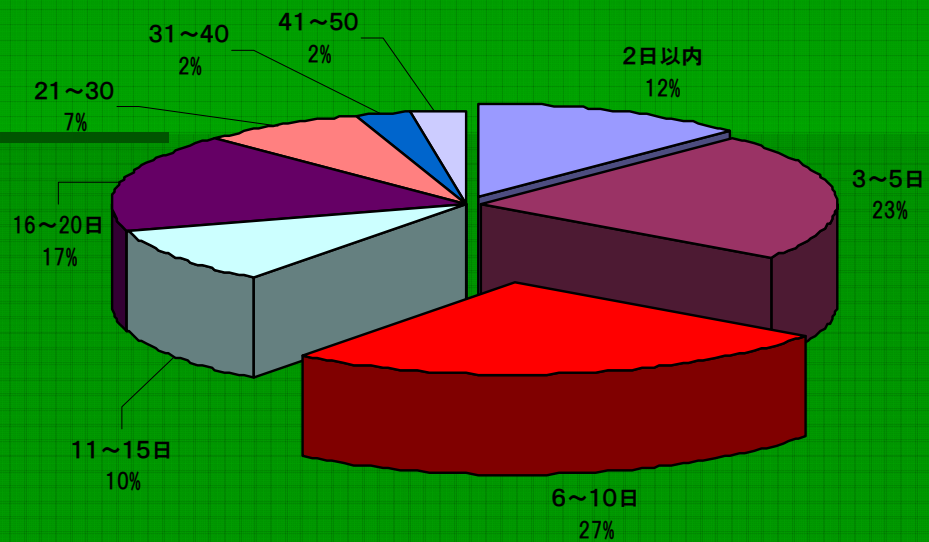
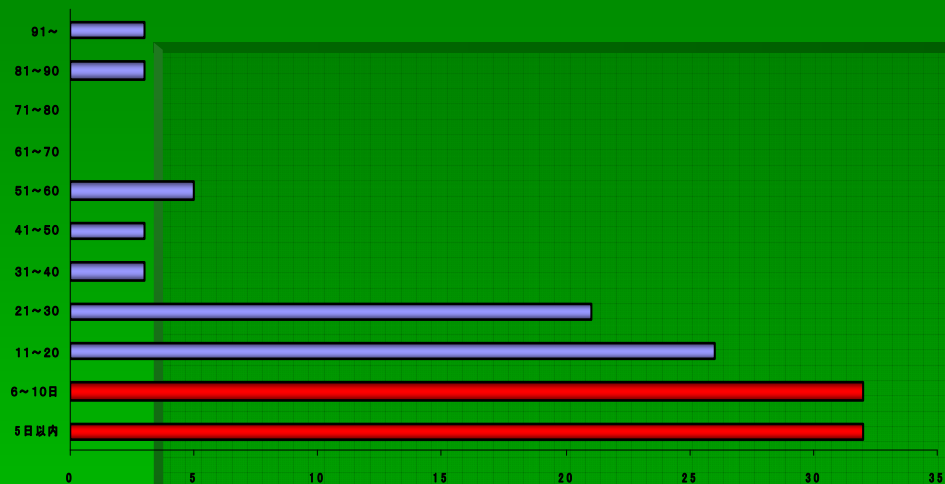


晴れ！

視界良好！



全治日数と滑走日数



判例に入る前に

- 「受認の法則」という考え方が、スキーの事故に当てはめるのが普通でした。
- 分かりやすく言えば、「承知で地雷原のような危険地帯に立ち入る人は、そこでケガをした場合には、本人にも責任がある」というような考え方は。

スキー事故判例

行政書士森本剛法務事務所 資料から

スキーヤー同士の事故 ～スキーヤーの注意義務と過失

- 平成9年7月24日 千葉地裁
 - スキーツアー参加者同士がスキー場で起こした接触事故につき、上方から滑降してきて転回しようとした者の過失を認めた事例
 - (過失相殺20%)
- 平成11年2月26日 神戸地裁
 - スキー場におけるスキーヤー同士の衝突事故につき上方から滑降してきた者の一方的な過失によるものとして損害賠償請求が認容された事例
- 平成12年10月31日 東京地裁
 - スキー場におけるスキーで滑降する者とスノーボードで滑降する者の衝突事故により双方が負傷した事案において、事故態様から双方に過失を認め、それぞれの過失を35%、65%として過失相殺し、スキーヤーの本訴及びスノーボーダーの反訴をいずれも一部認容した事例

使用者の責任～選任監督義務

- 平成6年8月30日 東京地裁
 - 学校が企画実施したスキー教室に参加した高校生が、気管支喘息による急性心不全により死亡した事故について、学校側とスキー教室を立案した旅行会社の損害賠償責任が認められなかった事例
- 平成12年7月4日 東京地裁
 - スキー教室に参加した小学生がそり遊び中に崖下に転落して死亡した事故について、スキー教室主催会社の損害賠償責任が認められた事例

土地工作物の瑕疵 ～事業者・管理者の管理責任(1)

- 平成2年11月8日 最高裁第一小法廷
 - スキーヤーがクレパスに転落して負傷した事故がスキー場の管理者の過失によるものとはいえないとされた事例
- スキー指導員資格を持つベテランスキーヤーが、昭和49年及び昭和50年に、いずれもシーズン末期のスキー場において滑降中クレパスに転落して負傷した事故について、事業者の管理に過失があったとして損害賠償を請求
- 前橋地裁と東京高裁の判決では、事業者の管理に過失があるとして一部請求を認めたが、最高裁は、第一事故について、このスキーヤーがスキー場閉鎖の掲示を見過ごし、クレパスに転落するおそれがあることは当然予知しうるのに事故を起こし、また、第二事故について25度の急斜面で死角になっている前方を確認しないまま飛び出して事故を起こしたとして、スキーヤーの請求をすべて退ける逆転判決を言い渡した。

土地工作物の瑕疵 ～事業者・管理者の管理責任(2)

- 平成2年12月6日 横浜地裁川崎支部
 - スキーヤーの滑走中に発生した衝突死亡事故につき、スキー場経営者にゲレンデ管理上の瑕疵責任等が認められないとされた事例
- スキーヤーが圧雪整備外のゲレンデを約150m直滑降し、ゲレンデ下方の、約5mの段差のあるテニスコート及びゲートボール場の舗装部分に転落し、骨盤骨折等によりショック死した。
- 「本件ゲレンデの上端には、本件事故当時、進入禁止ないし滑走注意を促す明白な標識はなかったものの、他のスキーヤーによる滑走もなされてなかったし、まず、本件ゲレンデの状態が、圧雪されないままブッシュ等もところどころ露出していて、仮に滑走したとしてもスキーを引っかけられ転倒するおそれが十分にあったものであるから(右ゲレンデの状態は、滑走を開始した地点及び滑走の中間地点からも容易に認識しうる状況にあったというべきである)、被告において、当日、スキーヤーが、わざわざ右状態のゲレンデに進入し、しかも、右ゲレンデを、必ずしもスピードコントロールの技術が十分とはいえないスキーヤーが、ノンストップの直滑降で滑走し、下端の雪道をも突っ走り、崖上の斜面を飛び越える状態でグラウンドの平面まで滑降するといったことまで予想し右のごときスキーヤーの生命の安全を確保し、危険の生ずることを防止するため、本件ゲレンデの上端に進入禁止措置を講ずべきであったと要求することは、無理を強いるものといわざるを得ない。」としてスキー場経営者のゲレンデ管理上の瑕疵責任等が認められなかった。

国家賠償法 1 条

～公務員の不法行為と賠償責任

- 昭和58年11月1日 札幌地裁
 - スキー場における衝突事故につき、加害者である道立高校生を指導していたスキー授業担当教員らの過失が否定された事例
- 判決は高校生の責任を全面的に認めたが、加害者である高校生を指導していたスキー授業担当教員らについては、「学校ではスキー授業の一般的な注意事項を示しており、また、その実施にあたっては、事故防止、安全配慮についての一般的指導があり、さらに自由滑走時における教師の配置等生徒の巡視にも遺憾がなく、指導監督にあたっての過失は認められない」として、民法715条の使用人責任を否定した。

まとめ

1. スキー場で衝突事故を起こした場合に不法行為が成立し損害賠償義務を負うかどうかは衝突事故を起こしたスキーヤーに注意義務違反が認められるか否かが問題
2. この注意義務違反は一義的に決せられるものではない
 - 事故当時のゲレンデの状況
 - スキーヤーの技能
 - 天候など諸所の事情
3. 注意義務違反が認められれば損害賠償義務を負うこととなりますが、相手方の過失があれば過失相殺が認められ賠償額が減額されることとなります